

お諮りいたします。

本五件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって陳情第五十八号から陳情第五十八号十七号までの五件については、それぞれ委員長が報告どおり採択することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分 休憩

午後一時一分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十三陳情第五十八号十四号歩道橋設置に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から

報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 陳情第五十八号十四号歩道橋設置に関する陳情書の審査内容を御報告申し上げます。

なお、結果についてはお手元に御配付の報告書のとおりでよろしく願います。

(陳情審査報告書) 別添参照

本件審査に当たっては、現地視察を行い、現場を十分把握した後、審査に入りましたものであります。

審査においては、理事官より、当該交差点における昭和五十八年四月十四日から六月十八日までの間において午前八時から八時二十分までの間における自動車の交通量と学童の横断人数の調査概要の説明がなされました。それについては、自動車交通量においてはわずかに十分間の間に四百三十一台が通行し、学童の横断人数は六百四十人であり、この人数も十二月十二日現在では六百九十一人にふえている。また、当該交差点では



すでに大事故が二件発生し、一件は七小の父兄が五十八年の十月の十八日に死亡するという事故。また、一件は五十八年の三月十五日に七小の一年生の男子が二カ月の重症を負うという事故が起っており、このような経過から本陳情書が出されたものと思うという説明があった後、委員より、ことし、春から父兄が当該交差点において朝交通整理を実施して、いふことであるが、その実態はどうかとの質疑があり、これに対して、理事者より、ことしの児童の死亡事故が発生してから実施している。これは各クラス役員と本部役員と父兄会の役員の中から参加できる方に参加していただくことで自主的に行っており、時間帯については登校時を主に行っているとの答弁がありました。

また、委員より、当該交差点のように都道と市道が交わる形の所に歩道橋を設置した例はあるかとの質疑があり、理事者より、このような例はないとの答弁がありました。さらに、委員より、本陳情についてはすでに重大なる交通事故も起っているし、現に事故防止のためにPTAの役員が児童の安全確保の

ために交通整理に当たっていることであり、子供たちの安全な交通路を確保する面からもぜひ採択されたいとの発言がありました後に採択いたしましたところ、全員異議なく本陳情を採択すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告とおり決定くださいますようお願い申し上げます。補足説明とさせていただきます。（「採択いたしましたところ採択……」と呼ぶ音あり）

ちよと失礼します。訂正します。本陳情を採択すべきものと決定した次第であります。何とが委員会……（「採決いたしましたところ採択」と呼ぶ音あり）失礼しました。採決いたしましたところ全員異議なく本陳情を採択すべきものと決定した次第であります。（「うなずく人です。採決いたしましたところ全員異議なく採決いたしましたじやおかしい」と呼ぶ音あり）失礼しました。間違いました。訂正します。

採決いたしましたところ、全員異議なく本陳情を採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり決定くださりますようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

これより陳情第五十八号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採決であります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって陳情第五十八号

号は、委員長の報告どおり採決することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十四 陳情第五十八号 国道十六号

線拡幅に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので、陳情第五十八号

号 国道十六号線拡幅に関する陳情書の審査内容を報告いたします。

なお、結果報告についてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、よろしく願います。

(陳情審査報告書) 別添参照

本案は、国道十六号線に面して営業を営む商店街から会長名をもって、国道十六号線の拡幅を早期に行ってもらうよう関係方面に意見書を提出願いたいという内容でございます。本件については、審査に入る前に現地視察をし、その状況を十分把握した上で審査に入りました。その審査の主な内容は、まず、国道十六号線拡幅についての現在まで

の経過と工事がおこなわれている原因は何かとの質疑に對して、理事者より昭和三十六年十一月五日、福生郡市計画道路二・二号線として郡市計画決定をされて以来、今日までの経過が説明され、市との関係がありこれについて、現在、西住宅地区周辺排水路工事を進めている。これは計画どおり進んでおり、五十九年の八月に終了の予定であるが、この工事が終わらない限り、抗幅工事にかかれないう現状にある。

しかし、そのおこなわれている原因としては、国家予算との関係が第一だと思う等の答弁があり、委員より、確かに国関係等におこなわれているということがあるので、本陳情の趣旨のように、関係方面に工事の促進については意見書を提出して事業の促進を図るべきだと思ひますので採択されたことの意見があり、お諮りしましたところ、全員異議なく本件は採択すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会報告となり決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終了いたします。

○これより陳情第五十八号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって陳情第五十八号は、委員長の報告どおり採択することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十五議案第百二号福生市議会の議員の昭和五十八年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でございますので議案第百二号福生市議会の議員の昭和五十八年十二月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

提案の理由といたしましてはお手元にございますように議員に対し支給する期末手当の支給割合を定めたいということでございます。条例の内容は、第一条におきまして目的を定め、第二条におきまして、支給割合は百分の二百二十二、言いかえれば二・二二カ月と定め、附則といたしまして公布の日から施行いたしたいというものでございます。

なお、予算上では十二月の期末手当の分といたしまして一・九カ月分が計上されておりまして、二・二二カ月を支給するということになりますと不足分が〇・三二カ月と相なるわけでございます。この不足分につきましては三月の期末手当の分といたしまして〇・五カ月分が予算計上されておりまして、まことに申しわけない次第でございますけれども、その分を先組みさせていたいただきまして早い時期に補正をさせていたいただきたい、このように思っております。

この点もぜひ御理解を賜りまして、慎重御審議をいただき、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百二号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二号は、

原案のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第百二十六議案第百三号福生市の一般職員の昭和五十八年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題

といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 御指名でございましてので議案第百三十三号福生市の一般職員の昭和五十八年十二月期期末手当の支給割合を定める条例について御説明を申し上げます。

本案は、ただいま御議決をいただきました議案第百三十三号と同じく職員の十二月期期末手当の支給割合を議員と同じく百分の二百二十二と定め、附則といたしまして公布の日から施行しよくとするものでございまして、なお、予算措置につきましては前議案と同じでございまして、不足につきましては早急に補正をさせていただきます。

以上、簡単でございしますが、慎重御審議をいただきまして原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○九番(上野重勝君)

期末手当の額は勤勉手当の〇・五ヵ月がプラスになって二・七ヵ月分だろうと思っておりますが、職員の一人当たりの支給額は幾らぐらゐになるのか。昨年との比較ではどうなのか。それから、総額でどのくらいになるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長(浅見裕康君) お答え申し上げます。

いま、〇・五と御質問でございましたけれど、十二月期の期末手当は〇・六でございまして二・八二ということになります。

それで、一人当たりの支給額を申し上げますと約七十九千円でございします。それから、総額で申し上げますと約三億一千万円になります。

支給対象人員は四百三十八人でございします。

比較をちょっと申し上げます。

昨年は一入当たり七十九万七千円程度でございました。したがって、差が一万七千九百円の減という提案になります。

——もう一度申し上げます。

昨年が七十九万七千円でございします。ことをしな七十九万九千円。大ざっぱでございしますけれど、差が一万七千九百円の減ということに相なっております。(了解と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百三号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第百三号は、原案のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十七 議案第百号医療保険制度改正に反対する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(十四番 仲村清信君登壇)

○十四番(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第百号について、地方自治法第九十九条第二項の規定によって、意見書を関係行政庁に提出していただきたく提案理由の説明を行わせていただきます。

先ほど御採択いただきました五件から成る陳情書の中にもありましたように、厚生省は五十九年度予算概算要求の中で厳しい財政事情を理由に健康保険法を改正しようとしています。この内容は、患者負担の増、地方自治体や国民に財政的な負担となると同時に、わが国の医療制度の大きな後退となるものと思われ、国民の医療を守る立場から医療保険制度の改正に反対していただきたく御配付されております意見書を本議会において御可決賜り、関係行政庁に提出していただきますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ですが、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百号は、原案のとおり可決す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第百号は、原案のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十八議案第百一号国道十六号線拡幅工事促進に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(十五番 加藤謹之助君登壇)

○十五番(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第百一号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

先ほど申し上げましたように商店街の会長名をもってこの意見書は出たわけでございますが、十六号拡幅を促進していただきまして商店街の発展のために、ぜひとも早目に促進していただきたいというところでございますので、よろしく願いましたと思っております。

ただいま御配付されました意見書の御可決をいただきまして、何とぞ可決されんことをお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百一号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よって議案第百一号は、

原案のとおり可決されました。

○議長(田村市郎君)

日程第二十九陳情第五十八十九号厚生省の食

品行政に関する陳情書を議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で意見は終ります。

陳情第五十八―十九号については、お手元に御配付の別紙付託表のと

おり厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま厚生委員会に付託いたしました陳情第五十八―十九号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって陳情第五十八―十九

号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第三十 閉会中の継続審査申し出についてを議

題といたします。

本件継続審査申し出がされております総務委員長から申し出のありました陳情第五十八―十九号 都営武蔵野台二丁目団地(仮称)建設計画に関する陳情書につきましては、先ほど陳情者からの取り下げ願が承認されておりますので、御了承願います。(了解と呼ぶ者あり)

総務及び厚生委員長から目下当委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○十一番(原 敏子君) この陳情第五十八―十九号並びに七号、八号、十号、

十一号、十二号につきましては、この六件につきましては国の来年度予算との関係がありますので、この本議会で、時期を喪失するおそれがありますので

この本議会で採択をしていただきたいと意見を述べさせていただきます。

○議長(田村市郎君) ただいま十一番原 敏子君から、閉会中の継続審査申し出の中で、陳情第五十八ー六号、陳情第五十八ー七号、陳情第五十八ー八号、陳情第五十八ー十号、陳情第五十八ー十一号、陳情第五十八ー十二号の六件については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありましたので、本六件については起立により決定いたします。

お諮りいたします。

陳情第五十八ー六号、陳情第五十八ー七号、陳情第五十八ー八号、陳情第五十八ー十号、陳情第五十八ー十一号、陳情第五十八ー十二号の六件については、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田村市郎君) 起立多数であります。よって陳情第五十八ー六号、陳情第五十八ー七号、陳情第五十八ー八号、陳情第五十八ー十号、陳情第五十八ー十一号、陳情第五十八ー十二号は申し出のとおり閉会中

の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第五十八ー四号及び請願第五十八ー四号については、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって陳情第五十八ー四号及び請願第五十八ー四号については、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第三十一特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査をしたと思います。すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)